

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 令和4年1月19日 08時30分ごろ |
| 発生場所 | 北海道厚岸町厚岸漁港東方沖（厚岸町厚岸湖） 厚岸港南防波堤灯台から真方位083° 3.4海里付近 （概位 北緯43° 02.9′ 東経144° 54.5′） |
| 事故の概要 | 漁船須賀丸は、漂流中、船長が落水して負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年4月6日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 須賀丸、1.5トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | HK3-120477（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | 軽傷 1人（船長） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 水象：湖面 平穏、水温 約0～3℃ |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、かき養殖施設の点検を行う目的で、自宅付近の係留地を出発した。</p> <p>船長は、‘南北方向に延びるかき養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）への着氷を心配し、浮き玉を揚収して本件養殖施設の沈み具合を調整することにした。</p> <p>船長は、本船の船外機を停止して同船を漂流させた状態で、左舷船尾部から長さ約2～3mの爪竿を使用して浮き玉を船体近くまで引き寄せ、爪竿の柄を船縁（船外側）に立てかけた後、船外に身を乗り出して本件養殖施設から浮き玉を外す作業を行っていたところ、北寄りの風を受け、船体が本件養殖施設から離れて流されるとともに爪竿の柄が動揺し、爪竿の柄に背中を押されて体勢を崩して落水した。</p> <p>船長は、一旦浮き玉に掴まって、数m離れた位置に流されていた本船に戻ろうと試みたが、浮き玉に掴まったまま声を出して救助を求めているところ、付近にいた僚船の船長が気付いて来援し、救助された。</p> <p>船長は、僚船で陸上に運ばれた後、救急車で厚岸町内の病院に搬送され、低体温症と診断された。</p> <p>船長は、本事故当時、小型船舶用救命胴衣、ゴム長靴等を着用していた。</p> <p>船長は、落水した際、スマートフォンを携行していたものの、慌て</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>ていたので、使用するには思い至らなかったと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | <p>本船は、漂泊中、船長が、船縁（船外側）に爪竿が不安定に立てかけられた状態で、船外に身を乗り出して本件養殖施設から浮き玉を取り外す作業を行っていたところ、風力3の北北西風を受け、船体が本件養殖施設から離れて流されるとともに爪竿の柄が動揺したことから、爪竿の柄に背中を押されて体勢を崩し、落水して負傷したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が漂泊中、船長が、船縁（船外側）に爪竿が不安定に立てかけられた状態で、船外に身を乗り出して本件養殖施設から浮き玉を取り外す作業を行っていたところ、風力3の北北西風を受け、船体が本件養殖施設から離れて流されるとともに爪竿の柄が動揺したため、爪竿の柄に背中を押されて体勢を崩し、落水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、爪竿を使用した後、他の作業を行う際には、爪竿を安全な場所に置いておくこと。 ・小型の漁船に1人で乗り組む者は、落水した場合に備え、縄ばしご等を準備しておくことが望ましい。 |